

ショートステイ おかりや

管理運営規程

白山石川医療企業団 公立松任石川中央病院

地域包括福祉支援センター おかりや

白山石川医療企業団 公立松任石川中央病院
ショートステイ おかりや
運営規程

第1章 事業の目的及び運営方針等

(目的)

第1条 白山石川医療企業団公立松任石川中央病院（以下「事業者」という。）が開設するショートステイ おかりや（以下「事業所」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、事業所で指定短期入所生活介護の提供にあたる従業者（以下「従業者」という。）が、利用者に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 従業者は、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、利用者が相互に社会的関係を築き自立的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス、又は福祉サービスを提供する事業者と密接な連携を図りながら総合的な介護サービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ショートステイ おかりや
- (2) 所在地 石川県白山市倉光三丁目8番地

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所の従業者の職種及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行い、従業者に、この規程を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

- (2) 医師 1名

医師は、利用者に対し健康管理、療養上の指導を行う。

- (3) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族の相談に応じるとともに、短期入所生活介護計画の作成、必要な助言その他の援助を行う。

- (4) 介護職員 6名以上

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援、日常生活の援助を行う。

- (5) 看護職員 1名以上

看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な援助を行う。

(6) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(7) 管理栄養士・栄養士 1名以上

管理栄養士・栄養士は、利用者の食事に関して適切な栄養管理を行う。

第3章 利用定員と事業実施地域

(利用定員)

第5条 事業所に入所できる利用定員は、21人とする。

(事業実施地域)

第6条 事業実施地域は、白山市、野々市市及び能美郡川北町の全域並びに金沢市及び能美市の一部の地域とする。

第4章 設備及び備品等

(居室)

第7条 事業者は、利用者の居室に、洗面所や便所を設け、ベッド・テレビ（有料）・冷蔵庫（有料）・ナースコール等を備える。

(共同生活室)

第8条 共同生活室は、必要な広さを有するものとし、備品等を設ける。

(浴室)

第9条 事業者は、浴室に利用者が使用しやすい適切な設備、備品等を設ける。

第5章 同意と契約

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第10条 事業者は、サービス提供の開始に際して、利用者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た上で契約を締結する。

(受給資格等の確認)

第11条 事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

第6章 サービスの提供

(短期入所生活介護計画の作成)

第12条 事業所の管理者は、生活相談員に、短期入所生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 短期入所生活介護計画の作成を担当する生活相談員は、短期入所生活介護計画の作成にあたっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

3 生活相談員は、利用者やその家族の希望及び利用者について把握した課題、サービス提供の開始

前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性への配慮、及び既に居宅サービス計画書が作成されている場合は当該計画の内容に沿って、他の従業者と協議の上、短期入所生活介護計画の原案を作成する。原案にはサービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載する。

4 生活相談員は、短期入所生活介護計画の立案についてその内容を利用者に説明し、同意を得るとともに、作成された短期入所生活介護計画を交付する。

5 生活相談員は、短期入所生活介護計画の作成後においても、他の従業者との連携を継続的に行い、短期入所生活介護計画の実施状況を把握する。

(サービスの取扱方針)

第13条 事業者は、可能な限りその居宅において、要介護状態の維持、若しくは改善を図り、自立した日常生活を営む事ができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、または向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援する。

2 サービスを提供するにあたっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。

3 事業者は、サービスを提供するにあたって、その短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行う。

4 事業者は、サービスを提供するにあたっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。

5 事業者は、サービスを提供するにあたって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。また、身体拘束等を行う場合には、その内容及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

6 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、短期入所生活介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図る。

(短期入所生活介護の内容)

第14条 短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の介護
- (2) 食事の提供
- (3) 機能訓練
- (4) 健康管理
- (5) 相談・援助
- (6) 送迎
- (7) その他サービスの提供

(日常生活上の介護)

第15条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

3 事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

- 5 事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 6 事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 7 事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第16条 食事の提供は、栄養並びに利用者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うこととする。また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう支援する。

- 2 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

朝 食：午前7時頃から午前8時頃まで

昼 食：午前12時頃から午後1時頃まで

おやつ：午後3時頃から午後4時頃まで

夕 食：午後6時頃から午後7時頃まで

(相談及び援助)

第17条 事業者は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

(機能訓練)

第18条 事業者は、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施する。

(健康管理)

第19条 事業所の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

(送迎)

第20条 入退所時に利用者の居宅（自宅）から事業所までの間において、車両による送迎を行う。

(その他のサービスの提供)

第21条 事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーションを行う。

- 2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

(利用料等)

第22条 事業所がサービスを提供した場合の利用料の額は、法定代理受領分であるときは介護報酬告示上の額の1割、2割又は3割とし、法定代理受領分以外の場合には介護報酬告示の額とする。

- 2 前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。ただし、食費、居住費については、利用者が市町から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている場合は、認定証に記載された負担限度額を利用者負担額とする。

(1) 事業実施地域の送迎については、事業所から片道概ね10kmを越える場合、送迎加算に加え、

1kmにつき200円

(2) 食費 1,550円（日額） 朝食：350円 昼食：600円 夕食：600円

(3) 居住費 従来型個室 2,100円（日額）

(4) 日常生活においても、通常必要となるものに係る費用であって利用者に負担させることが適当と認められる費用

- 3 前項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受け取るものとする。

(利用料の変更等)

第23条 事業者は、介護保険関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により周知するものとする。

第7章 留意事項

(喫煙)

第24条 施設敷地内は禁煙とする。

(飲酒)

第25条 施設内は禁酒とする。

(衛生保持)

第26条 利用者は生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力するものとする。

(禁止行為)

第27条 利用者は、事業所で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に事業所若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。
- (6) 事業者の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- (7) セクシャルハラスメント行為
- (8) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。

(利用者に関する市町への通知)

第28条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を市町に通知する。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたときと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第8章 従業者の服務規程と質の確保

(従業者の服務規程)

第29条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。サービスにあたっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に以下の事項に留意する。

- (1) 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

(衛生管理)

第30条 従業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

2 感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じる。

3 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、定期的に開催するとともに、指針を整備し、定期的に研修を行い、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(従業者の質の確保)

第31条 事業者は、従業者の資質向上のために、必要なマニュアルを整備し、その研修の機会を確保する。

(個人情報保護)

第32条 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとする。

4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。

第9章 緊急時、非常時の対応

(緊急時の対応)

第33条 従業者は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、すみやかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負う。

(事故発生時の対応)

第34条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町及び利用者の家族等に連絡することとし、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は前項の事故の状況及び事故についてとった措置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。ただし、事業所及び従業者の責に帰さない事由による場合はこの限りではない。

4 事業者は、事故発生の防止のための委員会を設置し、指針に基づき、安全管理の徹底を行い、定期的に施設内研修を実施することとする。

(非常災害対策)

第35条 事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、定期的に避難訓練、その他必要な訓練等を実施する。

3 防火管理責任者は、併設する公立松任石川中央病院防火管理責任者を充て、施設火元責任者に施設管理担当者（各エリア担当者を含む。）を充てる。

4 自主検査は、火災危険の排除を主眼とした簡易な検査を始業時及び就業時に行う。

5 非常災害用の整備点検は、契約保守業者に依頼するものとし、点検にあたっては防火管理責任者が立ち会いを行う。

- 6 非常災害用整備は、常に有効に保持するとともに、法令に定められた基準に適合するよう努める。
- 7 火災の発生、地震及びその他の災害が発生した場合には、被害を最小限に収めるため、公立松任石川中央病院自衛消防隊の再編成により、任務の遂行にあたる。また、地域住民及びボランティア組織などとも日常の連携を密にし、緊急時の応援、協力体制を確保する。
- 8 防火管理責任者は、次に掲げるとおり職員に対して防火教育及び消防訓練等を必要に応じて実施する。
 - (1) 防火教育及び消火、通報、避難のための基本訓練
 - (2) 利用者を含めた総合訓練
 - (3) 随時非常災害用設備の使用方法の徹底
- 9 その他必要な災害防止対策についても、必要に応じ対処する体制を取る。

第10章 その他

(地域との連携)

第36条 事業所の運営にあたっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努める。

(勤務体制等)

第37条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業員の体制を定める。

- 2 利用者に対するサービスの提供は、事業所の従業員によって行う。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 事業者は、従業員の資質の向上のための研修の機会を設ける。

(記録の整備)

第38条 事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(苦情処理)

第39条 事業者は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 相談窓口担当者は、企業長が任命する従業員をもって充てる。
- (2) 受付時間は、毎週月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。

- 2 事業者は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録するものとする。
- 3 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力するものとする。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告するものとする。
- 4 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告するものとする。

(掲示)

第40条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用料その他

のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

- 2 前項に規定する事項を記載した書面を施設内に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(協力医療機関)

第41条 事業者は、入院等の治療を必要とする利用者のために、あらかじめ公立松任石川中央病院及び公立つぎ病院を協力医療機関として定めている。

- 2 事業者は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ公立松任石川中央病院を協力歯科医療機関として定めている。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第42条 事業者および従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 事業者及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、事業所からの退去者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(貴重品等の保管)

第43条 事業所は、原則として所持金等を保管しないものとする。ただし、やむを得ない事情により預かるときは、管理者が管理責任者になるとともに取扱職員を定めるものとする。

- 2 所持金品の預け払いについては、取扱職員は管理者の承認を得て行うものとする。また、預け払いの状況は、受払帳簿（預貯金、現金にあっては金銭出納簿）に正確に記録する。

(その他)

第44条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。